

2007年8月2日

埼玉県教育委員会  
教育長 島村和男 様

埼玉県教職員組合  
中央執行委員長 浅井 勉

## 教職員を増やし、臨時教職員制度・採用制度の改善でゆきとどいた教育の実現を求める要求書

現在、県内各小中学校の現場には身分不安定な臨時教職員が多数配置されています。臨時教職員の勤務内容や仕事の重要性は、正規採用教職員と同様・同等のものとなっているにもかかわらずその労働条件や権利は低く抑えられています。

ILO・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」は、学校教職員は「その職責の遂行に務めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期されなければならない」としています。臨時教職員の労働条件や権利実態を改善することは、子どもたちにゆきとどいた教育を実現するためにもきわめて重要な課題です。

さらに、採用制度の改善や、現行の臨時教職員による代替制度を改善し、正規に採用された教職員を配置できる制度の確立が緊急の課題です。

以上の趣旨をふまえ、以下の内容実現のため、関係官庁への働きかけも含め埼玉県教育委員会として誠実に対応されますよう要求します。

### 記

1. 30人以下学級の実現をはかることなど、教職員定数改善を行い大幅に教職員の採用を増やすこと。
2. 定数内の教職員の欠員は、正規採用の教職員を配置すること。産休・育休・長期に及ぶ病気休暇等の補充には、安んじて教育に専念できるようにするため、身分の安定した教職員を配置できるように制度を整備すること。
3. 希望する臨時教職員の雇用の継続・確保を行うこと。
  - (1) 現に臨時教職員として勤務していて再任を希望している者を優先的に任用すること。その際、再雇用の年齢制限が撤廃されたことを踏まえて、年齢による条件を付加しないこと。
  - (2) 同一校での任用継続については、本人の希望を尊重し職場の要望をふまえて行うこと。
  - (3) 臨時教職員の雇用のための登録制度について、単年度登録を複数年度登録に改めること。
  - (4) 再任用の都度提出を求められる各種証明書等の書類については、新規や更新の必要のあるもの以外は、前回受理されてきたものが活用できるよう配慮すること。

#### 4．臨時教職員の待遇を改善すること。

- (1)初号格付けの頭打ちをなくすこと。
- (2)雇用の際に、賃金・勤務時間・休暇等の諸権利について、例示を加えるなど一層わかりやすい説明文書とし、もれなく配布すること。
- (3)産休・病休の代替保障を予算の範囲内で措置すること。
- (4)「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されたことから、臨時教職員の育児休業の申し出により育児休業を措置すること。
- (5)月の途中からの任用の場合には、通勤手当などの諸手当を日割り計算で支給すること。
- (6)基準日に在職しなくても、勤務実績に応じて一時金を支給すること。
- (7)非常勤講師・職員の待遇を次のように改善すること。
  - 年次休暇の日数を増やすこと。
  - 時間単価の引き上げを行うこと。
  - 勤務実績に応じた一時金を支給すること。
  - 無給となっている病気休暇、特別休暇を有給休暇とすること。また、介護休暇の取得にあたっても教職員と同様の措置とすること。
- (8)市町村費支弁職員について、その賃金及び労働条件の抜本的な改善を行うよう各市町村教育委員会にはたらきかけること。

#### 5．教職員の採用制度を改善し、透明性と公開性を確保したものとすること。

- (1)一定の経験年数を経た臨時教職員については、その経験を正当に評価し、本採用化の方途を講ずること。また、そのための具体的な方策について協議を行うこと。
- (2)選考・採用の内容、基準、過程を公開すること。また、評定の方法並びに各々の評定について本人に開示すること。
- (3)採用試験の受験年齢制限を撤廃すること。
- (4)学校事務職員・栄養職員の採用試験の受験年齢制限を大幅に引き上げること。